

環境審議会について（概要説明）

1 海老名市環境審議会とは

海老名市環境審議会は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条及び海老名市環境審議会条例に基づき、市長が設置した附属機関です。

環境審議会では、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議します。

- (1) 海老名市環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 海老名環境マネジメントシステムに関すること。
- (3) 廃棄物対策に関すること。
- (4) 自然緑地保全区域等の指定等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境施策に関すること。

2 審議会の構成

委員 12名

（内訳）

- (1) 学識経験を有する者 3名
- (2) 環境分野に関する知見を有する者（市民公募含む） 4名
- (3) 公共の利益に寄与する活動を行っている団体に属する者 . . . 4名
- (4) 市内に事業者を有する法人の代表者、役員又は従業員 1名

※その他、特別な事項を審議する際は、必要に応じて特別委員を設置

3 委員の任期

令和5年3月31日まで

（原則として、2年ごとに改選）

4 委員の報酬

審議会の招集1回につき、8,700円

※「海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく。

※交通費、源泉徴収込み

5 会議の開催等

会議は、平日の昼間に2時間程度開催し、年3～5回程度を予定しています。

6 部会の設置

上記会議の他、専門的な内容を個別に審議する必要があると判断される場合は、別途部会を開催することがあります。

(1) 部会の構成員は、委員及び議事に関係のある特別委員のうちから会長が指名します。また、会長の指名により、部会ごとに部会長を置きます。

(2) 部会の審議結果は、部会長から審議会に報告をします。

7 書面審議

緊急に会議を開催することが困難で、審議会の議決を必要とする場合、会長は書面で委員の意見を聴き、審議会の議決に代えることができます。

※令和2年度はコロナウイルスの影響で書面審議を2回開催

【 参考 】

■過去2年の主な審議内容

年 度	主な審議内容
令和元年度	<ul style="list-style-type: none">●海老名市第三次環境基本計画の策定について●海老名市地球温暖化対策実行計画の改定について●海老名市緑の基本計画の改定について●自然緑地保存樹木の指定解除について <p>(その他・報告事項等)</p> <ul style="list-style-type: none">・海老名市事業系ごみ減量化基本方針について・海老名市環境基本計画及び海老名市緑の基本計画の改定に伴う基礎調査結果について・家庭系ごみ一部有料化及び戸別収集の実施状況について
令和2年度	<ul style="list-style-type: none">●自然緑地保全区域の指定の解除について●自然緑地保存樹木の指定・解除について <p>(その他・報告事項等)</p> <ul style="list-style-type: none">・家庭系燃やせるごみの搬入量について・海老名市第三次環境基本計画他2計画の策定について

■関連法令

環境基本法（抜粋）

第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

第一節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

海老名市環境審議会条例

（設置）

第1条 市の環境施策に関する事項について、調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、海老名市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- （1）海老名市環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- （2）海老名環境マネジメントシステムに関すること。
- （3）廃棄物対策に関すること。
- （4）自然緑地保全区域等の指定等に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、環境施策に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、12人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）環境分野に関する知見を有する者
- （3）公共の利益に寄与する活動を行っている団体に属する者

(4) 市内に事業者を有する法人の代表者、役員又は従業員

(5) その他市長が必要と認める者

- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、市長の委嘱により、審議会に特別の委員（以下「特別委員」という。）を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員の解嘱)

第5条 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の事項にする調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
3 副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(書面による審議)

第8条 審議会は、必要と認めるときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、審議会の調査審議に代えることができる。

- 2 審議会は、前項の調査審議を行うに当たっては、あらかじめ調査審議事項及び運営について定めなければならない。
3 第1項に規定する場合において、指定した期日までに到着しない意見は、議決の数に加えないものとする。

(部会)

第9条 審議会は、第2条各号に掲げる所掌事務を審議させるために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、委員及び議事に関係のある特別委員のうちから会長が指名する。

3 会長の指名により、部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、部会を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 部会長は、部会の審議結果を審議会に報告する。

6 部会は、部会の構成員となる委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第10条 審議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第11条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日条例第11号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

〔関係各課の事務事業概要について〕

I 環境政策課の構成・・・課長他、2係14名で構成

1 環境共生係（8名※会計年度任用職員2名含む）の事務

（1）環境政策の企画推進及び調整に関すること。

・環境審議会の運営、環境基本計画の運用、地球温暖化対策の推進、環境啓発等

（2）環境マネジメントシステムに関すること。

・海老名環境マネジメントシステムの運用管理

（3）公害に関すること。

・騒音・振動等の公害の未然防止に向けた監視・指導、公害関連の測定調査等

（4）狂犬病予防に関すること。

・飼い犬の登録受付、狂犬病予防接種の推進

（5）愛玩動物の適正な飼育の啓発に関すること。

・飼育マナー啓発の推進、猫の不妊去勢手術・マイクロチップ装着の推進等

（6）放射線対策に関すること。

・市内空間放射線量の監視・測定

（7）水道等の衛生管理に関すること。

・県営水道以外の自家用水道の適切な管理の推進

（8）SDGsの推進に関すること

・SDGsの達成に向けた市の取組みの推進

2 廃棄物政策係（6名※会計年度任用職員1名含む）の事務

（1）廃棄物の処理に関すること。

- ・次期一般廃棄物処理基本計画策定及び進捗管理、許認可等

（2）ごみの減量化に関すること。

- ・家庭系ごみ及び事業系ごみ減量啓発、生ごみ処理機普及促進（導入補助）

（3）美化推進に関すること。

- ・路上喫煙防止（喫煙所管理）、美化推進員による啓発、市民の美化活動支援

（4）高座清掃施設組合との連絡調整に関すること。

- ・次期一般廃棄物処理基本計画策定及び進捗管理、ごみ減量化方策の共有等

II 資源対策課の構成・・・課長他、2係50名で構成

1 収集業務係（8名）の事務。収集業務（39名）

（1）廃棄物の収集運搬に関すること。

- ・家庭から排出される燃やせるごみ及びし尿の収集・運搬に関すること

（2）ごみの適正処理に関すること。

- ・燃やせるごみ・粗大ごみ等の適正な処理

（3）美化センターに関すること。

- ・美化センターの適正な維持管理

2 資源循環係（3名）の事務

（1）資源化の推進に関すること。

- ・家庭から排出される資源物の収集・運搬、資源化の処理

（2）資源化センターに関すること。

- ・資源化センターの適正な維持管理

Ⅲ 都市施設公園課の構成

・ ・ ・ 課長、主幹、会計年度任用職員 1 名の他、2 係 7 名で構成

1 総務係（4 名）の事務

(1) 海老名駅西口特定公共施設の管理に関する事。

・指定管理関係業務全般 等

(2) 海老名駅自由通路の管理に関する事。

・指定管理関係業務全般、デジタルサイン管理、行政掲示板管理、防犯カメラ管理 等

(3) 海老名中央公園地下駐車場及び自転車等駐車場の管理に関する事。

・指定管理関係業務全般、自転車等駐車場整備方針 等

(4) 公園等※の計画及び管理に関する事。 ※海老名運動公園、北部公園及び中野公園を除く。

・公園再編等整備計画、市内公園等の維持管理 等

(5) 自然環境の保全に関する事。

・保全区域等指定、緑地維持管理、緑の基本計画、緑化啓発推進事業 等

(6) 放置自転車対策に関する事。

・放置禁止区域関連業務、回収・保管場所関連業務 等

2 施設整備係（3 名）の事務

(1) 海老名駅西口特定公共施設の整備に関する事。

・設備改修 等

(2) 海老名駅自由通路の整備に関する事。

・海老名駅駅間開発協議、設備改修 等

(3) 海老名中央公園地下駐車場及び自転車等駐車場の整備に関する事。

・設備改修、駐輪場整備 等

(4) 公園等※の整備に関する事。 ※海老名運動公園、北部公園及び中野公園を除く。

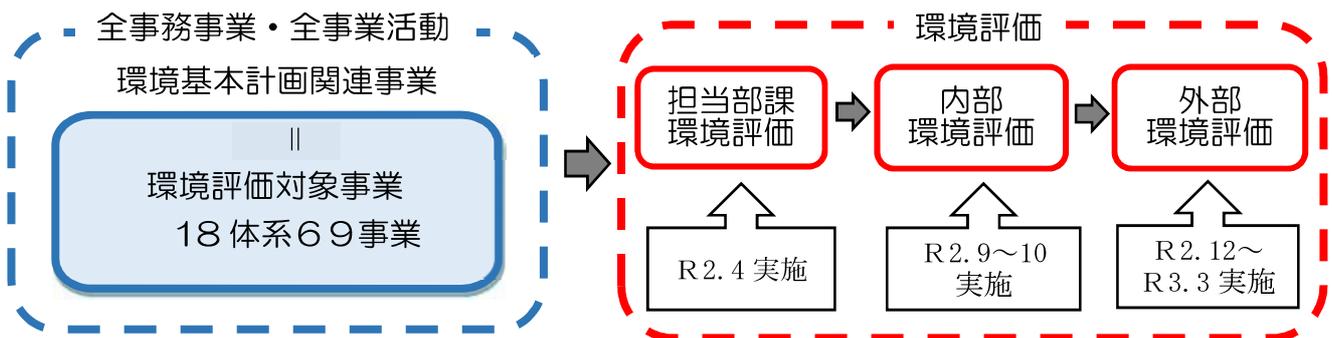
・公園施設長寿命化改修、公園等の整備工事及び維持補修、開発行為等に係る協議 等

海老名環境マネジメントシステム（EMS）に係る環境評価の実施結果について（報告）

海老名環境マネジメントシステムにおける取組みとして、令和元年度事業を対象に実施した環境評価の結果を別添の「環境評価結果報告書」として取りまとめましたので、概要を以下のとおり報告します。

1 環境評価の概要

EMSでは市が行う事務事業・事業活動のうち、特に環境への影響が大きく、環境基本計画に関連する事業を環境評価対象事業と定めています。環境評価対象事業については事業所管課において調書を作成し、事業が環境に与える負荷を最小限なものとなるよう努めています。なお、環境評価は原則として当該調書を基に実施しました。



2 環境評価の実施結果

環境評価対象事業 18 体系 69 事業について、担当部課評価及び内部環境評価については事業ごとに、外部環境評価は体系ごとに、4 段階の基準に基づいて評価を行いました。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策のため、外部評価については体系評価にあたり例年全ての事業を評価対象としているところ、事業を絞って評価を実施しました。

環境評価基準	担当部課 環境評価	内部 環境評価	外部 環境評価
4：計画を上回る環境配慮を実施できた。	6 事業	8 事業	6 体系
3：概ね計画通りの環境配慮を実施できた。	57 事業	54 事業	11 体系
2：一部計画通りの環境配慮を実施できなかった。	6 事業	7 事業	1 体系
1：ほとんど計画通りの環境配慮を実施できなかった。	0 事業	0 事業	0 体系

一部計画通りの環境配慮を実施できなかったと評価された体系や事業があるものの、全体的には、概ね計画通りの環境配慮が実施できているとの評価となりました。

3 外部環境評価における主な意見

外部環境評価を実施する中で、海老名環境マネジメントシステム専門部会委員の皆様から多くのご意見をいただきました。体系ごとの評価を踏まえた総括的な意見の概要は次のとおりです。

① 目標設定

目標設定について、各部署で工夫しながら設定されており、進展が見られます。大部分で目標達成ないしは、目標に向けた努力が確認できました。

しかしながら、毎年、同じ目標を設定しているケースが散見されます。少し、視点を変えて3年後に〇〇をするために、今年××を行うという、中期と短期の考え方を入れているでしょうか。また、難易度にばらつきがあるのはいたし方ありませんが、達成率が大幅未達の場合や、大幅過達の場合は、来年度の目標値設定を再考してください。

② 環境影響

環境影響について、毎年同じ有害影響・有益影響となっていて、対策もマンネリ化しつつあるように思われます。毎年、国・県・市の方針が少しずつ変わっているため、その変化を取り入れられるように、来年度は、少し見方を変えて、有害・有益と分けずに影響を考えてみてはどうでしょうか。

③ 取り組み活動

活動内容について、改善や工夫が見られ、その活動をさらにEMSに結び付けることができれば、更なる発展が期待できます。一方で、活動内容や進め方がまだ十分でなく、EMSで培った手法、データの活用、分析、考え方などが有効に使われていないところが見られます。

④ 全体

全体として、活動に進展はみられ、EMSの定着が少しずつ進んでいると思われます。しかしながら、おざなりにEMSを進めている部署も一部にあったように思われます。また、目標値と大きな差異があった場合に、その原因の調査とその結果を次に目標とするような、いわゆるマネジメントシステムのPDCAサイクルを回す、という意識が市全体として、まだ十分でないように感じます。

さらに、EMSの定着に結び付けられれば、市独自の環境活動の発展に進めるものと期待します。

4 今後の取扱い

評価結果及び意見については、庁内に展開して、さらなる改善に努めてまいります。

また、市の環境に関する取組みをまとめた冊子である「えびな環境白書」に掲載して、公表することにより、市の取組み状況を市民等について周知してまいります。

海老名環境マネジメントシステム専門部会委員の選任について

1 海老名環境マネジメントシステム専門部会の概要

- 海老名市環境審議会条例第9条に基づいて設置された部会（例年1～2回開催）
- 海老名環境マネジメントシステム（以下、「EMS」という。）の運用を開始した平成29年度にEMS専門部会を設置
- 環境審議会委員2名、特別委員（ISO14001等の環境に知見のある方）1名の計3名で構成
- 主に、EMSに基づいて、海老名市環境基本計画の進行管理として実施している「環境評価」における外部環境評価を実施

2 EMS専門部会委員の選任

令和2年度末の委員任期満了をもって、EMS専門部会の委員に1名欠員が生じました。

今後も引き続き、EMSに基づく環境基本計画の進行管理を実施していく必要があるため、新たなEMS専門部会委員として、海老名市環境審議会の市民公募委員であり、ISO14001や地球温暖化対策を始めとした環境政策の知見を有する里村修平委員を選任し、平成29年度からEMS専門部会でご尽力いただいている大橋委員及び後藤委員の3名によるEMS専門部会としたいものです。

<EMS専門部会 構成員>

構成員	氏名	環境審議会における位置づけ	備考
部会長	おおはし なりたろう 大橋 成太郎	環境審議会委員 (環境に知見のある方)	平成29年度から継続
委員	さとむら しゅうへい 里村 修平	環境審議会委員 (市民公募)	・環境分野における市民公募委員として任用
委員	ごとう のりお 後藤 昇雄	特別委員	平成29年度から継続

2 参考（EMS専門部会の今後の予定）

時期	内容
令和3年7月	第1回EMS専門部会（外部環境評価の実施） ※実施前に評価方法等の事前確認を行う予定
8月～9月	環境評価の結果を、環境審議会本会に報告
10月	環境評価結果を庁議に報告
12月	えびな環境白書により公表

空間放射線量測定に係る測定頻度の変更について

1 経緯

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以降、当市では、同年 7 月より市内の空間放射線量測定を開始し、同年 10 月に市の放射線暫定基準値（0.23 マイクロシーベルト/h）を定め、空間放射線量測定を継続してきた。

2 変更理由

平成 25 年度より、当課で市内 9 箇所を定点とした空間放射線量測定を 2 か月に 1 回実施してきたが、測定開始以降、暫定基準値を超過する箇所が見られないことから、以下のとおり測定頻度を変更したい。

3 変更（案）

実施時期	測定頻度	備考
令和 3 年 7 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日	4 か月に 1 回	放射線量値が暫定基準値を超過した箇所については、放射線量値が暫定基準値以下になることが確認されるまで、毎月測定を実施する。

4 他課の空間放射線量測定状況

実施 所管課	実施場所	実施頻度	今後の見直し予定
教育 総務課	市内小中学校 ※当課測定実施箇所を除く	2 か月に 1 回測定	環境政策課の測定頻度変更 に足並みを揃えて対応
保育・ 幼稚園課	市内保育園 ※当課測定実施箇所を除く		

5 他市の測定状況

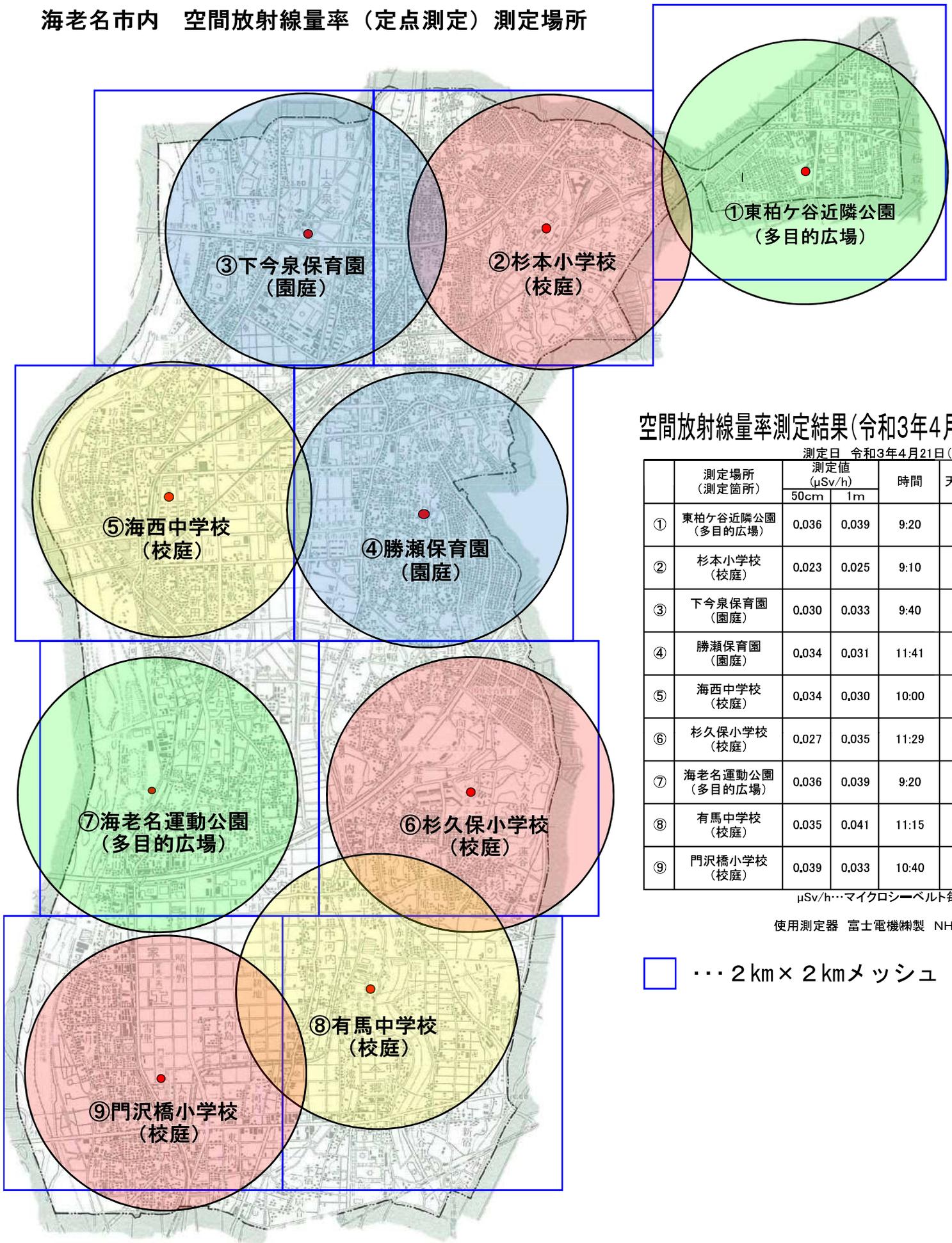
海老名市周辺の 11 市に調査を行い、5 市が測定を実施していなかった。また、残りの 6 市のうち 4 市は本市より少ない頻度で実施している。

6 今後の流れ（予定）

令和 3 年 6 月 庁議に案件提出

令和 3 年 7 月 9 日 議員全員協議会で報告 ⇒ 見直し後の測定頻度で運用開始

海老名市内 空間放射線量率（定点測定）測定場所



空間放射線量率測定結果(令和3年4月)

測定日 令和3年4月21日(水)

	測定場所 (測定箇所)	測定値 ($\mu\text{Sv/h}$)		時間	天候
		50cm	1m		
①	東柏ヶ谷近隣公園 (多目的広場)	0.036	0.039	9:20	晴
②	杉本小学校 (校庭)	0.023	0.025	9:10	晴
③	下今泉保育園 (園庭)	0.030	0.033	9:40	晴
④	勝瀬保育園 (園庭)	0.034	0.031	11:41	晴
⑤	海西中学校 (校庭)	0.034	0.030	10:00	晴
⑥	杉久保小学校 (校庭)	0.027	0.035	11:29	晴
⑦	海老名運動公園 (多目的広場)	0.036	0.039	9:20	晴
⑧	有馬中学校 (校庭)	0.035	0.041	11:15	晴
⑨	門沢橋小学校 (校庭)	0.039	0.033	10:40	晴

$\mu\text{Sv/h}$ …マイクロシーベルト毎時

使用測定器 富士電機㈱製 NHC7

□ … 2 km × 2 kmメッシュ

SDGsの推進について

1 SDGsの概要

SDGs ⇒ 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す「17のゴール(別紙参照)」から成る国連が定めた国際目標であり、経済・環境・社会の諸課題を包括的・統合的に扱っているものです。

2 これまでのSDGsに関する市の取組み状況

(1) 市の計画への位置づけ

市の取組みとSDGsに関係を明確にするため、総合計画や環境基本計画等の市が策定する計画において、施策と関連するSDGsのゴールのアイコンを掲載しています。

(2) 市民等に関する取組み

令和元年10月に(公社)海老名青年会議所と「SDGs協働推進宣言」を締結する等、SDGsの推進に向けた協力体制の構築に努めているほか、市広報誌にSDGsに関する記事を掲載する等して、SDGsに関する普及啓発を進めています。

3 今後のSDGsの推進に向けた体制の構築

令和3年度から「SDGsの推進に関すること」を経済環境部環境政策課が所管することになりました。

SDGsは経済・環境・社会の様々な課題に統合的に対応していくためのものであり、その範囲は市の事業全体に及ぶものですが、市としては、環境部門が中心となってSDGs達成に向けた取組みを行っていくことで、全庁的な推進を図っていきたいと考えています。

今年度は、他自治体の先駆的な取組みを参考にしながら、環境部門が中心となった推進体制の構築を検討してまいります。

環境審議会には適宜、検討状況を報告し、ご意見をいただきたいと考えております。

持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細

【貧困】



あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

【飢餓】



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する

【保健】



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

【教育】



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

【ジェンダー】



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

【水・衛生】



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

【エネルギー】



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

【経済成長と雇用】



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する

【インフラ、産業化、イノベーション】



強靭 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

【不平等】



国内及び各国家間の不平等を是正する

【持続可能な都市】



包摂的で安全かつ強靭 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する

【持続可能な消費と生産】



持続可能な消費生産形態を確保する

【気候変動】



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

【海洋資源】



持続可能な開発のために、海・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

【陸上資源】



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を防止する

【平和】



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

【実施手段】



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

内閣府地方創生推進室
「地方創生に向けたSDGsの推進について」より抜粋

家庭系可燃ごみ及び事業系ごみの推移について (～令和3年4月)

令和元年9月30日の有料化・戸別収集導入後、1年が経過すると共に、令和2年度の搬入量についても高座清掃施設組合から報告が出ておりますので、次のとおり家庭系可燃ごみ及び事業系ごみ（可燃ごみ）の搬入量を報告します。

家庭系燃やせるごみ搬入量

	①基準年度 (H30.10～R元.9)	②導入1年目 (R元.10～R2.9)	基準年度比割合 (②/①)	③導入2年目 (R2.10～R3.9)	基準年度比割合 (③/①)
10月分	1,833.74t	1,335.96t	72.9%(27.1%減量)	1,460.44t	79.6%(20.4%減量)
11月分	1,672.79t	1,270.65t	76.0%(24.0%減量)	1,356.67t	81.1%(18.9%減量)
12月分	1,683.19t	1,409.09t	83.7%(16.3%減量)	1,505.39t	89.4%(10.6%減量)
1月分	1,580.86t	1,285.06t	81.3%(18.7%減量)	1,359.65t	86.0%(14.0%減量)
2月分	1,307.31t	1,157.09t	88.5%(11.5%減量)	1,182.47t	90.5%(9.5%減量)
3月分	1,484.73t	1,297.30t	87.4%(12.6%減量)	1,392.19t	93.8%(6.2%減量)
4月分	1,682.05t	1,459.07t	86.7%(13.3%減量)	1,427.38t	84.9%(15.1%減量)
5月分	1,888.67t	1,612.16t	85.4%(14.6%減量)		
6月分	1,578.57t	1,525.10t	96.6%(3.4%減量)		
7月分	1,816.27t	1,553.02t	85.5%(14.5%減量)		
8月分	1,736.05t	1,447.79t	83.4%(16.6%減量)		
9月分	2,016.14t	1,433.30t	71.1%(28.9%減量)		
合計	20,280.37t	16,785.59t	82.8%(17.2%減量)	9,684.19t	86.1%(13.9%減量)

【参考】事業系ごみ搬入量

	①令和元年度 (平成31年度)	②令和2年度	基準年度比割合 (②/①)
4月分	693.61t	540.86t	78.0%(22.0%減量)
5月分	741.17t	512.16t	69.1%(30.9%減量)
6月分	685.30t	647.74t	94.5%(5.5%減量)
7月分	775.76t	700.56t	90.3%(9.7%減量)
8月分	750.68t	653.31t	87.0%(13.0%減量)
9月分	701.18t	695.30t	99.1%(0.9%減量)
10月分	830.19t	716.27t	86.3%(13.7%減量)
11月分	717.39t	677.63t	94.5%(5.5%減量)
12月分	767.21t	696.03t	90.7%(9.3%減量)
1月分	703.62t	639.65t	90.9%(9.1%減量)
2月分	657.85t	578.89t	88.0%(12.0%減量)
3月分	640.66t	690.76t	107.8%(7.8%増量)
合計	8,664.62t	7,749.16t	89.4%(10.6%減量)

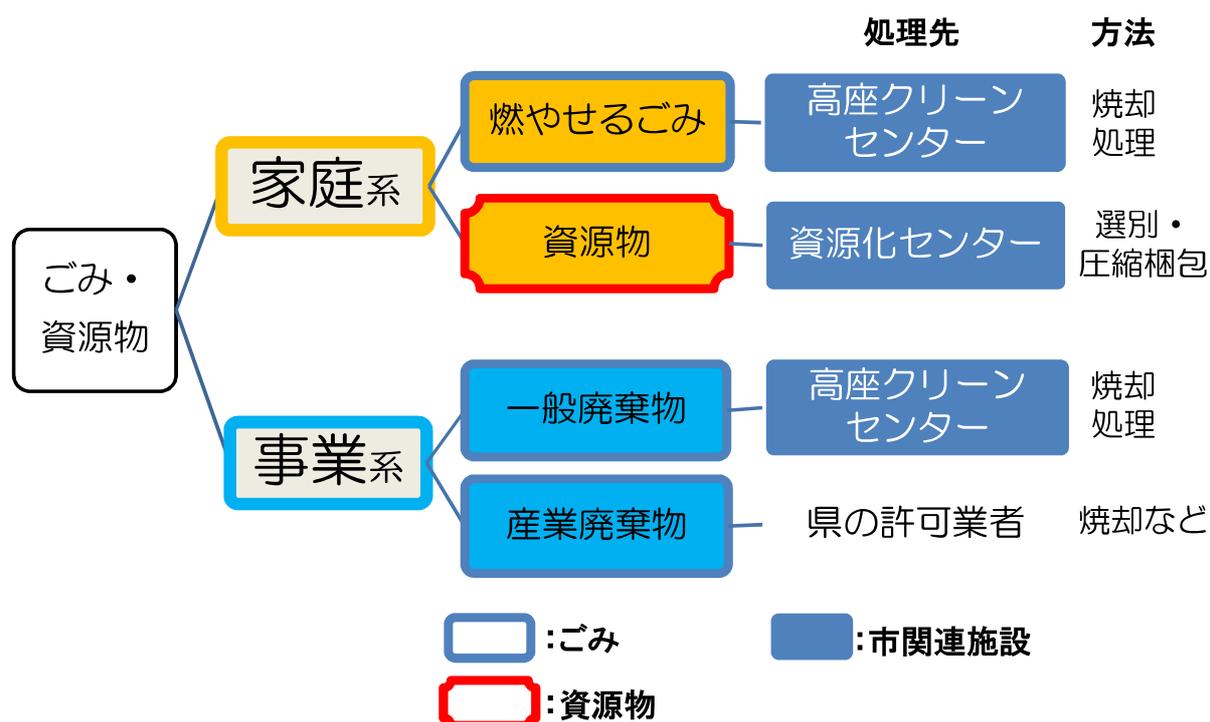
※令和3年4月の事業系ごみ搬入量は、664.71tとなります。

環境審議会

海老名市経済環境部環境政策課

令和3年5月25日

ごみ・資源物の主な分類と流れ



本郷の焼却施設

◆昭和30年代に、海老名、座間、綾瀬の合意に基づき、焼却施設を海老名市本郷に設置し、約50年以上に渡って、同じ場所で施設が稼働

◆施設稼働により地元への負担も大きくなっている

◆平成31年度の施設更新に向けて、場所の選定も実施したが、各所市街化が進んでおり、選定に苦慮。そこで、3市長が2年以上かけ、地元と協議を行い、着実なごみの減量を条件に、同じ場所に設置

地元負担

施設からのばい煙や悪臭、搬入車両の騒音・振動・悪臭、流出事故への不安や農作物への風評被害等



高座クリーンセンター
処理能力:245 t/日(122.5 t/日×2炉)

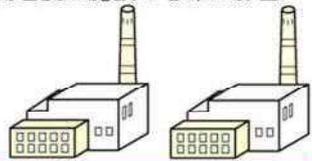
減量化目標達成に向けて

《高座清掃施設組合
ごみ処理の現状》



ごみ減量化しないと・・・

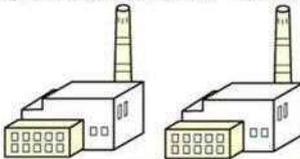
減量しないと300日以上稼働を要し施設の寿命に影響



⚠ 施設規模は国の基準を基に決定

ごみ減量化すれば・・・

稼働280日以内のごみ量であれば計画的なごみ処理ができる



維持管理費などの経費も増大するよ

年間300日以上稼働

↓
施設の寿命が短くなる

↓
次はどこに建てます？



ごみが減れば環境にも優しいよ

ごみ減量化



245 t/日×280日

有料化・戸別収集の決定

環境審議会

家庭系ごみ専門部会

事業系ごみ専門部会

H29年5月 諮問

H29年9月 中間答申

H30年6月 答申

6月 基本方針(案)

9月 基本方針

H30年10.1 条例改正案上程

H30年11.29 議決



パブコム、
自治会説明会

市長TM、
パブコム、
住民説明会

《基本方針のポイント》

- ・ ごみの一部有料化
- ・ 戸別収集
- ・ 剪定枝の資源化

《開始日》

令和元年9月30日(月)

ごみの一部有料化

《実施の効果》

【減量化・資源化の一層の促進】

- ・ 市民のごみの分別意識が高まり、分別の促進を図る。
- ・ ごみをなるべく出さないという「ごみの発生抑制」の意識向上

【負担の公平性の確保】

分別に取り組んでいる人への経済的インセンティブとして、ごみの排出量に応じた費用負担とすることで、公平性を確保

燃やせるごみ指定収集袋



大きさ	袋1枚あたりの価格	販売価格 (10枚1組)
5リットル	10円	100円
10リットル	20円	200円
20リットル	40円	400円
40リットル	80円	800円

燃やせないごみ指定収集袋



大きさ	袋1枚あたりの価格	販売価格 (5枚1組)
5リットル	10円	50円
10リットル	20円	100円
20リットル	40円	200円
40リットル	80円	400円

市民のごみに対する
意識改革を図る！

戸別収集

《実施の効果》

【排出者責任の明確化】

自分が出すごみに責任を持ってもらう。ルールが守られない場合は個別指導を行う。

【高齢者等のごみ出し負担の軽減】

ごみ集積所までごみを運ぶことの負担が軽減

- ・分別意識の向上
- ・有料化との併用実施で
ごみ減量の相乗効果期待

《付随する効果》

- まちの美観の向上
- 高齢者の見守り
- ごみ集積所諸問題の解決
- 高齢者・障がい者等の雇用の創出
- 地域の防犯機能

戸別収集の様子



不法投棄が多いごみ集積所
(現在は廃止)

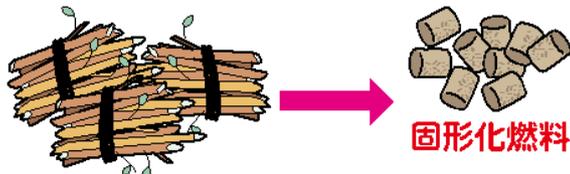


剪定枝の資源化

《実施の目的》

【燃やせるごみの減量化】

今まで燃やせるごみで排出していた剪定枝を資源化することで、燃やせるごみの減量化を図る。



RPF(固形燃料)化
※製紙工場等で使用する燃料



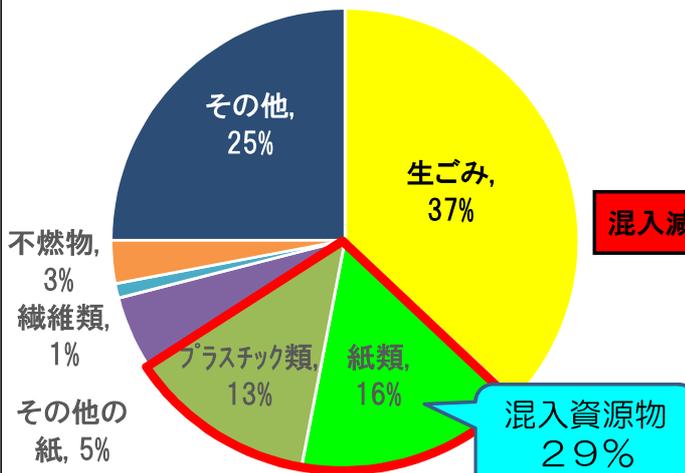
申込制の
戸別収集(無料)



資源物混入状況の変化

《組成分析の結果(燃やせるごみ)》
**有料化・戸別収集導入により、
 資源物の混入も減少しました。**

制度導入前(平成27年5月実施)

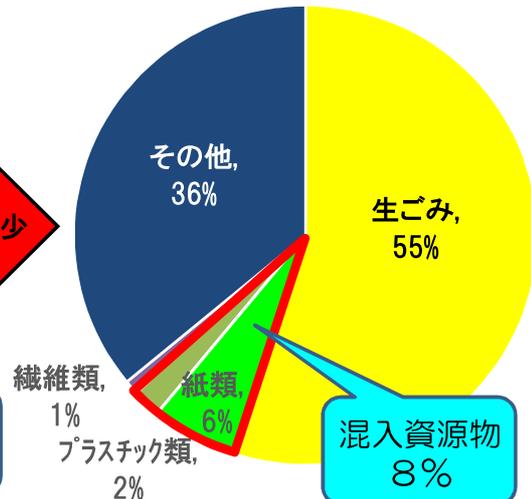


《組成分析とは?》

海老名市内のごみ集積所から
 ごみ袋を無作為に取り出し、品
 目別の重量比率を調べる調査。

制度導入後(令和元年10月実施)

混入減少



※「その他」の具体的品目：可燃ごみ、ゴム・皮革類、紙おむつなど

有料化・戸別収集の収支 (令和元年度実績)

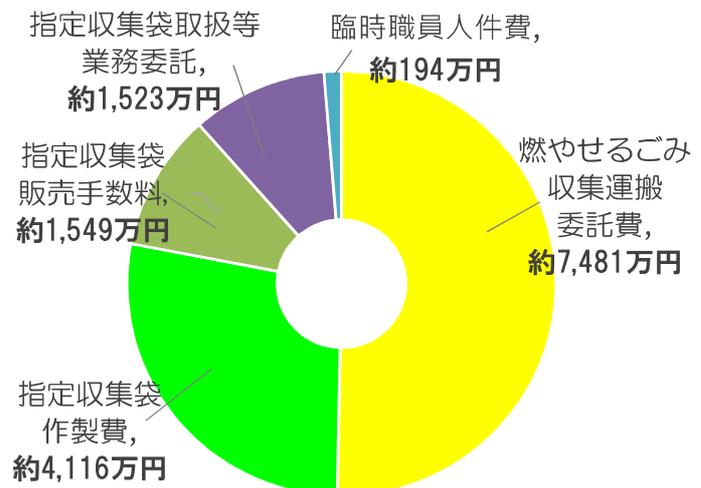
歳入(収入)

約1億7685万円(家庭系ごみ処理手数料)

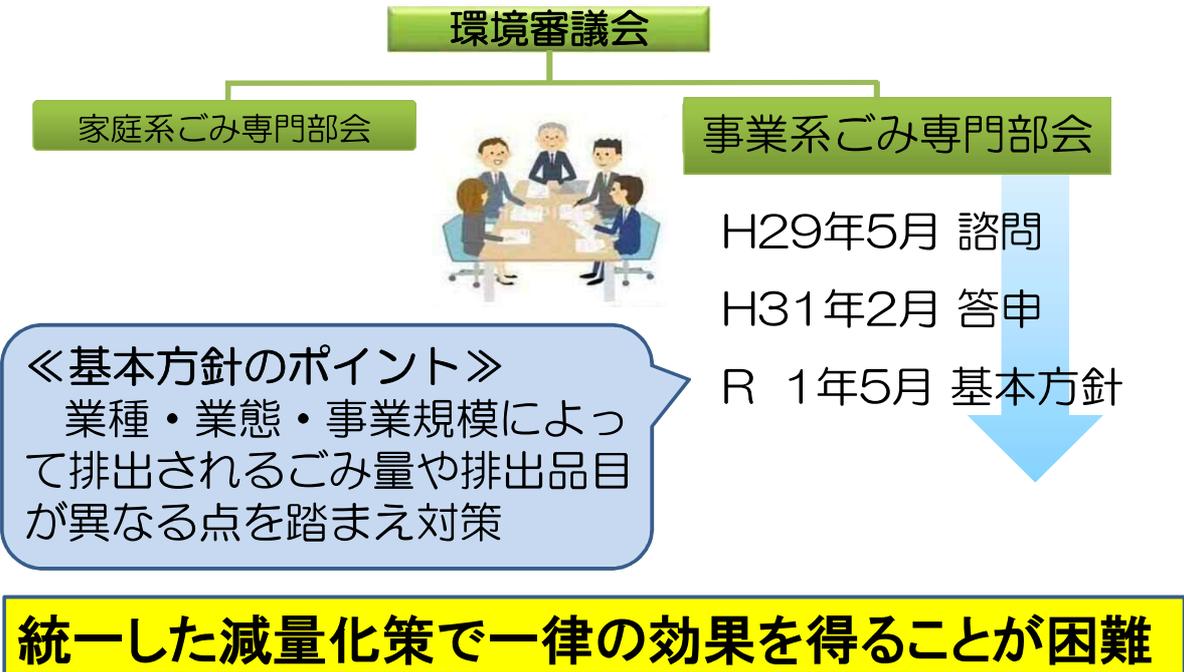
歳出(支出)

約1億4863万円

※歳入から歳出を差し
 引いた手数料収入は、
 清掃事業費に活用し
 ています。



事業系ごみ対策



排出事業者への訪問指導

《実施の目的》

【事業所の廃棄物処理の実態把握】

- ・適正排出等を促すため、事業所訪問により、実態把握することが重要

《多量排出事業所訪問指導》

【多量排出事業所とは】

- ・年間12トン以上又は1月1トン以上の事業系一般廃棄物を排出している事業所 ➡ **減量化計画書提出依頼、訪問指導の実施**

R2から概ね3年に1度の計画的な指導を実施

	多量排出事業所	訪問指導	減量化等計画書提出
H30	103社	11社	70社
R1	96社	84社	86社
R2	92社	30社	80社



訪問指導の状況

事業系ごみパンフレット改訂

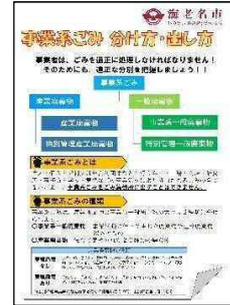
《実施の目的》

【事業者指導・啓発用ツール】

事業所指導等を効果的に行うため

《優良取組事例の掲載》

優良取組事例をパンフレットや広報紙に掲載。



優良事例を参考にしてもらおうと共に、事例掲載をモチベーションとして、適正排出等の促進を図る。

優良取組事例



その他の取組み

《生ごみ処理機購入費等補助制度》

- 家庭用生ごみ処理機の補助制度の対象に事業所を追加（環境政策課）
- 事業所向けの大型生ごみ処理機の補助を開始（商工課）

大型生ごみ処理機



《ごみ処理手数料改定に向けた検討》

ごみ処理手数料を値上げすることで、事業所のごみ処理に係るコストが上昇。コスト削減のため、ごみの減量化を図るという意識が働くようになる。

家庭系ごみ・事業系ごみの減量化策

家庭系ごみ

- ・ごみの一部有料化
- ・戸別収集
- ・剪定枝の資源化

事業系ごみ

- ・多量排出事業所訪問指導
- ・事業系パンフレット改訂
- ・生ごみ処理機補助制度
- ・ごみ処理手数料改定検討

ごみ減量化

15

生ごみ処理機等の活用

生ごみは、唯一自家処理ができるごみ。水分を減らしたり、生ごみ自体を出さないような工夫をすることで、減らすことができる。

《生ごみ処理機の活用》

生ごみ処理機を活用し、生ごみ自体の量を減らす。

【生ごみ処理機設置費補助制度】

購入の補助を行うことで、普及を促進

電動式
生ごみ処理機



非電動式
生ごみ処理機

コンポスト



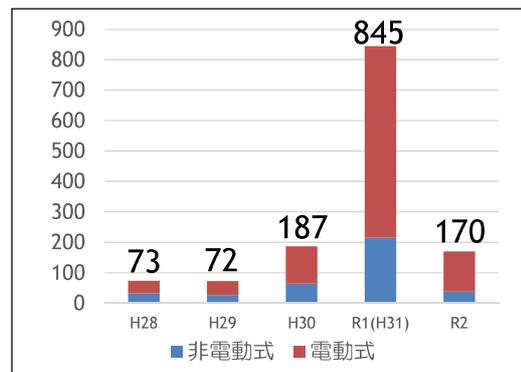
キエーロ



※生ごみをギュっとひと絞り

生ごみの水分をギュっとひと絞りすることで、ごみの重さが少なくなる。

補助金活用の推移



自然緑地保存樹木等 樹木解除

指定番号	申請所在地番	樹種	樹高	幹周	枝張長	枝葉面積
2	国分南1-18-30	ツバキ	8m	1.70m	8.0m	50.2㎡
【解除理由】 枯死のため ※当初指定：昭和56年4月1日						



【撮影方向①】

【撮影方向②】



自然緑地保存樹木等 樹木解除

指定番号	申請所在地番	樹種	樹高	幹周	枝張長	枝葉面積
250	本郷3193	クス	18m	3.6m	7.0m	38.5㎡

【解除理由】 枯死のため ※当初指定：平成25年8月5日



【撮影方向①】

【撮影方向②】

